

次期「三重県教育ビジョン」（仮称）の策定について

現行の「三重県教育ビジョン」の計画期間が平成31年度（令和元年度）で終了することから、現行の教育ビジョンの理念や考え方を継承しつつ、今後4年間の具体的な教育施策の目標や取組内容を示す計画として次期教育ビジョンを策定します。

1 三重県教育ビジョン

教育を取り巻く社会情勢が変化していることから、新たな課題に対応するための本県の教育の指針として、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容及び目標を示す中期計画として平成28年3月に策定したものです。

（1）現行ビジョンの構成

別紙『現行の「三重県教育ビジョン」の概要』参照

（2）計画期間

10年先を見据えた、平成28年度から平成31年度（令和元年度）までの4年間としています。

（3）計画の範囲

計画の対象範囲は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育、文化財）に関するものとしています。

2 次期「三重県教育ビジョン」

次期教育ビジョンの策定にあたっては、現行ビジョンにおける各施策の振り返りや現行ビジョン策定以降の状況変化、これまで三重県教育改革推進会議でいただいた意見等をふまえ、以下のとおり進めていきたいと考えています。

（1）教育を取り巻く社会情勢の変化

① 人口減少・少子高齢化の進展と地方創生

人口減少・少子高齢化が進展する中で、学ぶ場・機会の確保など、進学時や就職時における若者の県内定着も含めた地方創生に向けた取組が必要となっています。

② 成年年齢の引き下げ

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、子どもたちが早い段階から権利や義務に向き合い、社会を担っていくことが求められる事になる中、子どもたちがこうした時代を生き抜いていく力を社会全体で育んでいくことが必要となります。

③ SDGsとダイバーシティ社会

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標（SDGs）における教育の目標として「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられています。また、異なる個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会の実現が促進されています。

【SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）】

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位の目標である169のターゲットから構成される。「誰一人として取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標です。

④ 急速な技術革新と超スマート社会（Society5.0）

AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術を社会生活等に取り入れ、社会的課題の解決等を図る超スマート社会（Society5.0）の実現が促進されています。

【Society5.0】

「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）において初めて提唱されました。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されています。

⑤ グローバル化の進展

情報通信や交通分野での技術革新等によりグローバル化が加速しているとともに、平成31年4月からの改正出入国管理及び難民認定法の施行等により日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加することが見込まれています。

⑥ 雇用環境の変化

雇用形態の多様化等が進む中、自らの能力等を発揮し、いきいきと働き活躍することができる環境づくりや学習内容と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

⑦ 家庭・地域の状況の変化

子育て・教育についての不安や悩みを多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がないといった課題が指摘されている一方で、地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されている中、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら子どもたちを支え・育んでいける仕組みづくりがより一層求められています。

⑧ 子どもの貧困と教育格差

今後も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があることから、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、関係機関と連携した切れ目のない支援を行っていくことが重要となります。

⑨ 子どもたちの安全確保

いじめ問題をはじめとして、不登校、暴力行為、被虐待児童への対応等、児童・生徒の指導上の課題が山積しているとともに、近年は、その原因が複雑化・多様化しているなど、学校だけでの対応では解決が困難な事例が増加しており、多様な主体の連携による対応が求められています。

また、情報化が進展し、多様な情報に触れることが容易になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。

さらに、近年頻発する台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震など県民の命や暮らしの安全・安心が脅かされており、防災教育を推進する必要性が一層高まっています。

⑩ スポーツの振興

オール三重で取り組み成功を収めることができた平成30年度全国高等学校総合体育大会に続き、令和元年にラグビーワールドカップ、令和2年にオリンピック・パラリンピック東京大会、令和3年に「三重とこわか国体・三重とこわか大会」が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、三重県全体でスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていく必要があります。

⑪ 国の教育改革の動き

社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が導入されるとともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革など国によるさまざまな教育改革が進んでいる中、こうした国の動きに適切に対応していく必要があります。

(2) 次期教育ビジョン策定の基本的な考え方

超スマート社会の到来など社会や生活の在り方が急激に変化する時代の中で、これからの中では、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、また、様々な分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を高めていけるようにすることが求められています。

こうした中で、次期ビジョンにおいては、子どもたちが新たな時代に対応していくための力の育成及びそうした力の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな身体の調和のとれた育成とその中でこそ育まれる自己肯定感の涵養に向け、次のとおり、各施策の内容および施策体系（基本施策・施策）を検討・整理していきたいと考えています。

また、本県の教育行政における柱のひとつである「教育への県民力の結集」を一層実現していくため、表記・表現等の見直しや全体的な構成についてのスリム化を図り、県民の皆さん等にとって「わかりやすい」内容としていきます。

① 確かな学力・豊かな心・健やかな身体の育成

人格形成の基礎になるものとして、確かな学力・豊かな心・健やかな身体の育成について引き続き注力して取り組んでいきます。

一方で、これら3つの力が一体的・調和的に育まれてこそ、子どもたちに自己肯定感が育まれ、新たな時代に対応していく力を育むための基礎力になっていくと考えます。次期ビジョンにおいては、こうした想いを県民、地域、企業の皆さんによりわかりやすく示していくため、現行ビジョンではそれぞれ別の基本施策としている「確かな学力の育成」、「豊かな心」、「健やかな身体」をひとつの基本施策に括ります。

基本施策：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

施策（案）
学力の育成
特別支援教育の推進
外国人児童生徒教育の推進
幼児教育の推進
人権教育の推進
道徳教育の推進
読書活動・文化芸術活動の推進
体力の向上と学校スポーツの推進
健康教育・食育の推進

② 新たな時代に対応するための力の育成

一体的・調和的な確かな学力・豊かな心・健やかな身体とその中で育まれる自己肯定感を基礎として、考えの異なる人たちとのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力や様々なことに挑戦し新たな価値を創造するとともに、社会の一員としての自覚を持って自ら考え・行動していくよう、こうした新たな時代に対応するための力の育成に向けた各施策についてひとつの基本施策に整理します。

基本施策：個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

施策（案）
主体的に社会を形成する力の育成 ※ 主権者教育、消費者教育、課題解決型学習
キャリア教育の充実
グローカル教育の推進
知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 ※ ICT利活用、EdTech、プログラミング学習、探究的な学び

【EdTech】

Education（教育）とTechnology（科学技術）をかけ合わせた造語。

文部科学省においては、EdTech を「教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組」と整理している。

③ 特別支援教育の推進に係る施策の整理

特別な支援を要する子どもたちに対する施策については、施策を特別に設けるのではなく、特別な支援を必要としない子どもたちと同じ目線で、上記①、②の中で、基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな身体を育み、新たな時代に対応する力の育成を図り、社会の一員として活躍する姿をめざしていきたいと考えています。

④ 子どもたちの学びの下支えとなる環境づくり

子どもたちが安心かつ安全に学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる環境を整備するための各施策について、現行ビジョンと同様にひとつ的基本施策に括ります。

基本施策：安全で安心な学びの場づくり

施策（案）
いじめや暴力のない学校づくり
防災教育・防災対策の推進
子どもたちの安全・安心の確保 ※ 通学路の安全対策、交通安全教育、防犯教育 等
不登校児童生徒への支援
学びのセーフティネットの構築 ※ 経済的支援、学習支援、中途退学への対応 等
学校施設の充実

また、保護者や地域住民等の方々からの信頼を基礎に学校・家庭・地域が相互に支えあい、一体となって教育施策を推進していくことのできる体制を整備するための各施策について、ひとつの基本施策に括ります。

※ 現行ビジョンにおいて基本施策「多様な主体による教育の推進と文化財の保護」として整理していた「家庭の教育力の向上」「社会教育の推進と地域の教育力の向上」「文化財の保存・継承・活用」について、そのいずれもが学校を中心とした（学校内外における）教育体制の充実につながる施策であることから、当基本施策に再編します。

基本施策：地域に開かれ信頼される学校づくり

施策（案）	
地域とともにある学校づくり	※ コミュニティ・スクールの導入・促進 等
学校の特色化・魅力化	
教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	
学校における働き方改革の推進	
家庭の教育力の向上	
社会教育の推進と地域の教育力の向上	
文化財の保存・継承・活用	

⑤ 数値目標の見直し

継続的に進捗を管理しながら進めていく必要のある施策・取組及び数値目標、新たな変化や課題に応じて必要となる施策・取組及び数値目標について、統廃合も含めた整理・見直しを行います。

※ 現行ビジョンは、7つの基本施策、30の施策、72の数値目標 及び 重点取組として8つの重点取組、33の数値目標で構成。

⑥ 重点取組の見直し

基本施策とは別に、各施策の取組を横断的に再編成して記載している重点取組について、「計画期間中に注力すべき取組」をより分かりやすくするために、基本施策の中（個々の施策・取組）に落とし込みます。

（3）策定スケジュール

令和元年 7月	第1回教育改革推進会議（策定の基本的な考え方 等）
8月	第2回教育改革推進会議（各施策の考え方、骨子案 等）
9月	第3回教育改革推進会議（中間案）
10月	教育・警察常任委員会（中間案）
10月～11月	パブリックコメント実施
12月	教育・警察常任委員会（中間案（修正案））
令和2年 1月	第4回教育改革推進会議（最終案）
3月	教育・警察常任委員会（最終案）
3月	次期「三重県教育ビジョン」策定

現行の「三重県教育ビジョン」の概要

子どもたちの希望と未来のための

30の施策 8つの重点取組 105の数値目標

三重県教育ビジョンのポイント

- ① 子どもたちや教育に対する想いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げました。
- ② 学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設しました。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけました。
- ③ ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する重点取組を定めるとともに、施策および重点取組を105の数値目標にまとめました。

別紙

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く社会情勢の変化
人口減少社会・少子高齢社会の進行、グローバル化・情報化の進展、産業構造・雇用環境の変化、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保、国の教育改革等
- 2 三重の教育における基本方針（三重県教育施策大綱からの抜粋）
- 3 三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。
将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。
教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壤をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。
私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、社会を創っていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力
- ・自身につけて欲しいと願っています。

私たちには、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」といつも思いつのものと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く社会情勢の変化
人口減少社会・少子高齢社会の進行、グローバル化・情報化の進展、産業構造・雇用環境の変化、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保、国の教育改革等
- 2 三重の教育における基本方針（三重県教育施策大綱からの抜粋）
- 3 三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。
将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。
教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壤をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。
私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、社会を創っていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力
- ・自身につけて欲しいと願っています。

私たちには、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」といつも思いつのものと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第2章 基本施策

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第3章 施策

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第4章 重点取組

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第5章 ビジョンの実現に向けて

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第5章 ビジョンの実現に向けて

◆計画の位置づけ	「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
◆計画の対象範囲	公立学校教育を中心とした施策
◆計画の期間	平成28年度から平成31年度までの4年間

第5章 ビジョンの実現に向けて

次期教育ビジョンにおける基本施策・施策の体系(案)

30施策及び8重点取組

現行教育ビジョン	
基本施策	施策
1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	学力の育成
	外国人児童生徒教育の推進
	グローバル教育の推進
	キャリア教育の推進(主権者、消費者含む)
	情報教育の推進とICTの活用
	幼児教育の推進
2 人の絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	人権教育の推進
	道徳教育の推進
	郷土教育の推進
	環境教育の推進
	読書活動・文化芸術活動の推進
	体力の向上と運動部活動の活性化
3 健やかに生きていくための身体の育成	健康教育の推進
	食育の推進
	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
4 特別支援教育の推進	特別支援教育の推進
	特別支援学校におけるキャリア教育の推進

26施策

次期教育ビジョン(案)	
基本施策(案)	施策(案)
1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	学力の育成
	特別支援教育の推進
	外国人児童生徒教育の推進
	幼児教育の推進
	人権教育の推進
	道徳教育の推進
	読書活動・文化芸術活動の推進
	体力の向上と学校スポーツの推進
	健康教育・食育の推進
	各施策を他の基本施策へ再編のうえ廃止
2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	主体的に社会を形成する力の育成
	キャリア教育の充実
	グローカル教育の推進
	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3 安全で安心な学びの場づくり	いじめや暴力のない学校づくり
	防災教育・防災対策の推進
	子どもたちの安全・安心の確保
	居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)
	高校生の学びの継続(中途退学への対応)
	学びのセーフティネットの構築
4 地域に開かれ信頼される学校づくり	いじめや暴力のない学校づくり
	防災教育・防災対策の推進
	子どもたちの安全・安心の確保
	不登校児童生徒への支援
	学びのセーフティネットの構築・中途退学への対応
	学校施設の充実
7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	地域とともにある学校づくり
	学校の特色化・魅力化
	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	教職員が働きやすい環境づくり
	学校施設の充実
	各施策を他の基本施策へ再編のうえ廃止
8 家庭の教育力の向上	地域とともにある学校づくり
	学校の特色化・魅力化
	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	学校における働き方改革の推進
	家庭の教育力の向上
	社会教育の推進と地域の教育力の向上
	文化財の保存・継承・活用
	各施策を他の基本施策へ再編のうえ廃止

【重点取組】

1 学力の向上
2 体力の向上と学校スポーツの推進
3 心の教育の推進
4 グローカル人材の育成
5 特別支援教育の推進
6 誰もが安心できる学び場づくり
7 地域に開かれ輝く学校づくり
8 教職員の資質向上

基本施策とは別に、各施策の取組を横断的に再編成して記載している重点取組については、「計画期間中に注力すべき取組」をより分かりやすくするために、基本施策（個々の施策・取組）に落とし込みます。

【参考：教育環境の変化】

平成 28 年度（2016 年度）

- ・ 改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げ
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律の施行
- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）の施行
- ・ 伊勢志摩サミット、ジュニア・サミットの開催

平成 29 年度（2017 年度）

- ・ 改正教育公務員特例法が施行され、校長及び教員としての資質向上に関する指標を策定
- ・ 三重県人権教育基本方針の改定
- ・ 三重県立子ども心身発達医療センターの開設
- ・ ダイバーシティみえ推進方針の策定

平成 30 年度（2018 年度）

- ・ 第 3 期教育振興基本計画（閣議決定）
- ・ 幼稚園教育要領の全面実施
- ・ 道徳の時間を『特別の教科 道徳』として教科化（小学校）
- ・ 学校における働き方改革（中央教育審議会：答申）
- ・ 三重県いじめ防止条例の施行、三重県いじめ防止基本方針の改定
- ・ 全国高等学校総合体育大会の開催

平成 31（令和元）年度（2019 年度）

- ・ 道徳の時間を『特別の教科 道徳』として教科化（中学校）
- ・ 出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正

令和 2 年度（2020 年度）

- ・ 学習指導要領の全面実施（小学校）
- ・ 大学入学共通テストの実施
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

令和 3 年度（2021 年度）

- ・ 学習指導要領の全面実施（中学校）
- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

令和 4 年度（2022 年度）

- ・ 学習指導要領の実施（年次進行）（高等学校）
- ・ 改正民法が施行され、成年年齢が満 18 歳以上に引き下げ

【参考】学習指導要領 前文（抜粋）

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの中学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。

【参考】教育再生実行会議 第11次提言（技術の進展に応じた教育の革新、新時代に
対応した高等学校改革について：令和元年5月）（抜粋）

・・・今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGs の推進等に加え、AI・IoTなどの技術革新や生命科学の急速な進展によるSociety5.0 の到来など、大きな社会変化が予測されています。そのスピードは速く、具体的にどのように変わっていくのかを予測することは困難ですが、人の働き方をはじめ、健康・医療分野などの我々の生活に身近な様々な分野においても大きな変化が起こっていくことが考えられます。

こうした状況の中で、これからの中等教育は、Society5.0 を生き抜くための力（①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を提供できる人材となるための力を育むことが求められています。また、生徒が高い志をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、生徒の自己肯定感を育むことも求められます。これらの力は、これまで育まれてきたものとは全く異なる新しい力ではなく、中等教育が長年育成を目指してきたものです。これらの力は、時代の変化という「流行」の中で未来を切り拓いていくために必要な力であり、その基盤は、学校教育における「不易」たるものの中で育まれるものです。

このため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、一人一人の子供の能力を最大限に引き出すためのICT 等の活用も含めた多様な学びの提供を実現するとともに、実社会での問題発見・解決にいかしていくために各教科での学習を結びつける教育を重視し、特定の教科を履修しないなどの極端な学習状況にならないよう、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0 をたくましく生きる人材の育成を図っていくことが求められます。

【参考】教育再生実行会議 第10次提言（自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上：平成29年6月）（抜粋）

・・・諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いままでは、「社会に開かれた教育課程」の下でこれから時代に求められる資質・能力を育むことが十分に実現できることにはなりません。子供たちが自分の価値を認識し、かつ、他者の価値も尊重することができるよう、また、自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となることができるよう、そのための環境づくりに取り組む必要があります。

・・・学習指導要領に基づき、・・・全ての子供たちにこれから時代に求められる資質・能力を育成することを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する取組を進めていくことが求められます。しかしながら、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、必要な資質・能力を十分に育めたことにはなりません。

そのため、子供たちが自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、子供たちの自己肯定感を育む取組を進めていく必要があります。

・・・学校生活における勉強やスポーツ等において、相手と競い合う気持ちや相手に負けたくないという気持ちを持って挑戦することは大切であり、その中で成功や失敗を繰り返し、ある種のたくましさを身に付けることは、長い人生を送る上で糧となると考えられます。また、他者からの指摘により、自分が認識していないかった部分を知ることも、成長する上で大切なことです。

一方で、他者との比較や他者からの評価などを意識するあまり、自分の良いところが見えなくなったり、自分に自信が持てない部分、嫌いな部分を過度に意識してしまったりすることによって、何事かに挑戦する姿勢や積極的に自らの意見を表明する態度を失うことのないようにすることも必要です。

このため、他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、何事にも積極的にチャレンジし、自らを高めていく姿勢を身に付けることが大切です。同時に、自己を見つめ、自分の長所と短所、自信のあるところとないところの両方を受容し、「自分らしさ」を見失うことなく、リラックスして臨むことにより自らの力を最大限発揮できるようになることも重要です。こうしたことを踏まえ、自己肯定感をバランスよく育む取組を推進していくことが求められます。

・・・今後、日本が困難な課題に真正面から立ち向かい、未来を生きる世代のため、新しい国創りに挑戦するためには、我が国の将来を担う子供たちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、協働し、様々な分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を高めることができるようにしていくことが必要です。